

太宰府市民遺産活用推進計画

見 守 る
- 文化遺産を 保護する 取り組み -
育成する

平成 23 年

太宰府市

太宰府市民遺産活用推進計画

見 守 る
- 文化遺産を 保護する 取り組み -
育成する

太宰府市

ごあいさつ

本市は、悠久の歴史を受け継ぎ、「歴史とみどり豊かな文化のまち」を将来像に描き、市域の約15%を占める史跡群をはじめとする多くの文化財を活かしたまちづくりを目指しています。平成17年の九州国立博物館の開館に先立ち、まるごと博物館構想を立ち上げ、文化財のみならず市域に点在する文化遺産にも目をむけた取り組みを展開してまいりました。

平成17年3月には、まるごと博物館構想に連動する形で、『太宰府市文化財保存活用計画』を策定し、守る対象を文化財から文化遺産に裾野を広げ、全国初の取り組みである市民が育成する太宰府市民遺産の取り組みを提唱し、文化遺産からはじまるまちづくりを進める計画としました。

この太宰府市文化財保存活用計画が評価され、平成20年度より文化庁による文化財総合的把握モデル事業の採択を受け、実務計画としての『太宰府市民遺産活用推進計画』策定へと弾みがつきました、本計画は、多くの市民の参画に基づくボトムアップ型の計画とし、できることを持ち寄り行政のみならず事業者、住民が一体となって、文化遺産を活かした個性あるまちづくりを目指すものです。本計画は、悠久の歴史より受け継がれてきた先人たちの営みを活かす取り組みであるとともに、市民提案による、市民が評価し認定する太宰府市民遺産の取り組みを実体化する計画として策定いたしました。

私も地域に帰れば、伝統行事を担う者として本計画のもつ意義には、身が引き締まる思いがいたします。文化遺産を「見守る・保護する・育成する」の3つの柱を掲げ、市民の皆さまがそれぞれのお立場で役割を担える「歴史・文化が暮らしの中に“生”づくまち」を目指します。市民の皆さまには自らが主体となって、百年後も誇りに思えるまちづくりに参画していただきますよう、心よりお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり全国初の取り組みに対し、貴重な御意見やご提言をいただきました太宰府市民遺産活用推進計画策定委員会の委員の皆さま、また関係する市民の皆様をはじめ多くの方々に深く感謝申し上げますとともに、今後ともなお一層の御指導とご協力を賜わりますようお願い申し上げます。

そして、本計画を多くの皆さまに活用いただけることを心より願っております。

平成23年3月18日

太宰府市長

伊工房廣



- 目次 -

序 1
1 計画策定の目的	
2 計画の位置づけと役割	
3 文化遺産の定義	
4 本計画が目指す太宰府の姿	
5 計画の構成	
I 文化遺産の保存活用 7
1 太宰府市の自然・歴史・社会環境	
2 太宰府市の文化遺産	
3 文化遺産からみた太宰府市の特性	
4 文化遺産を保存活用していく	
II 文化遺産をそのものとして見守る 23
1 文化遺産をそのものとして見守る方針	
2 文化遺産をそのものとして見守る取り組み	
III 文化遺産を文化財として保護する 25
1 文化遺産を文化財として保護する方針	
2 文化遺産を文化財として保護する取り組み	
IV 文化遺産を太宰府市民遺産として育成する 27
1 文化遺産を太宰府市民遺産として育成する方針	
2 文化遺産を太宰府市民遺産として育成する取り組み	
V 文化遺産の保存活用に関する推進プログラム 31
1 文化遺産をそのものとして見守る	
2 文化遺産を文化財として保護する	
3 文化遺産を太宰府市民遺産として育成する	
■参考資料 35
○ 太宰府市民遺産活用推進計画策定委員会の経緯	
○ 太宰府市民遺産活用推進計画策定委員会の構成	
○ 太宰府市民遺産活用推進計画策定委員会の規則	
○ 太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例・規則・様式	
○ 景観・市民遺産会議 会則・作業指針・様式	
○ 景観・市民遺産育成団体【平成23年2月28日現在認定団体】	
○ 市民提案の市民遺産	
・ 太宰府の木うそ ・ 八朔の千燈明	
・ かつてあった道「四王寺山の太宰府町道」 ・ 芸術家 富永朝堂	
○ 文化遺産情報【抜粋】	

序

1 計画策定の目的

本市は、平成 17 年に太宰府市文化財保存活用計画（以下、「保存活用計画」）を策定しています。

この保存活用計画において、文化的所産を広く柔軟に捉えた「文化遺産」という概念、そして市民が主体的に文化遺産を育成する取り組みとして「太宰府市民遺産」を提唱しました。なかでも保存活用計画策定に向けて取り組んだ文化遺産調査において、約 5,000 件に及ぶ多種多様な文化遺産が把握されたことが契機となり、今日、本市独自の取り組み：文化遺産からはじまるまちづくりを進めてい るところです。しかし、保存活用計画の策定から 5 年以上を過ぎて、計画推進の牽引役である太宰府市民遺産会議の設立に至らず、太宰府市民遺産の認定も進まないなど、文化遺産からはじまるまちづくりの具体化には今だ多くの課題が残されていました。

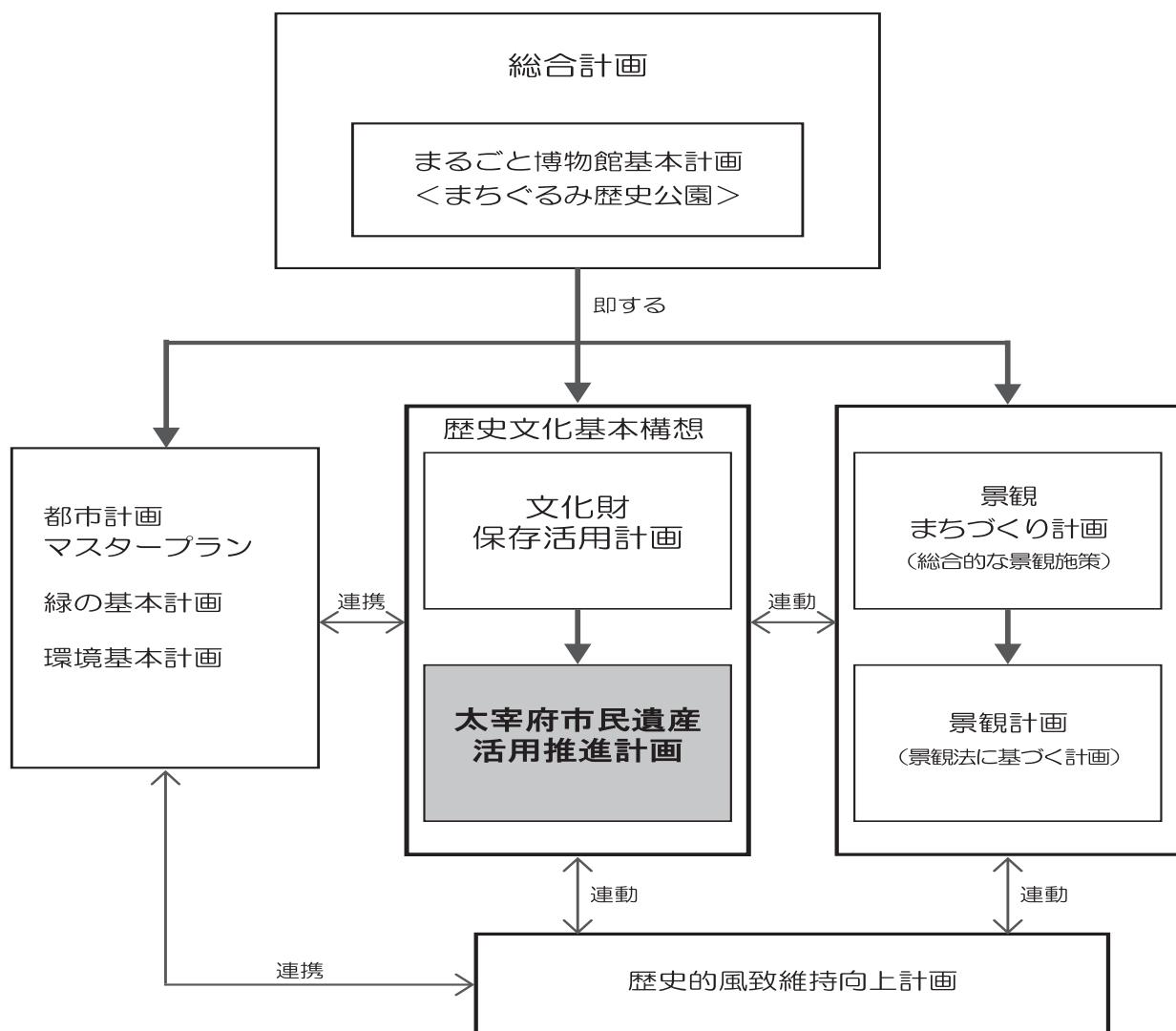
こうした中、平成 20 年度、保存活用計画に位置づけた先進的な取り組みが評価され、文化庁による文化財総合的把握モデル事業を本市で実施することができました。このモデル事業を受けて、平成 22 年度に至る 2 年間、市史資料室、（財）古都大宰府保存協会、（財）太宰府市文化スポーツ振興財団等との協力のもと、市をあげて、専門家だけでなく市民も参加した総合的な文化遺産の調査に取り組むことができました。市民感覚を取り入れた調査によって本市の文化遺産としての性格の一端が明らかになると同時に、文化遺産に対する市民の関心も一層高まってきたところです。

太宰府市民遺産活用推進計画（以下、「本計画」）は、保存活用計画を基本とし、これまでの文化財保護の実績と文化遺産調査の成果を踏まえつつ、その具体的な取り組みを定めた計画です。市民との協働のもと、文化遺産を総合的に把握することで、市民全体で文化遺産を保存活用していく持続的な取り組みを推進することを目的としています。

2計画の位置づけと役割

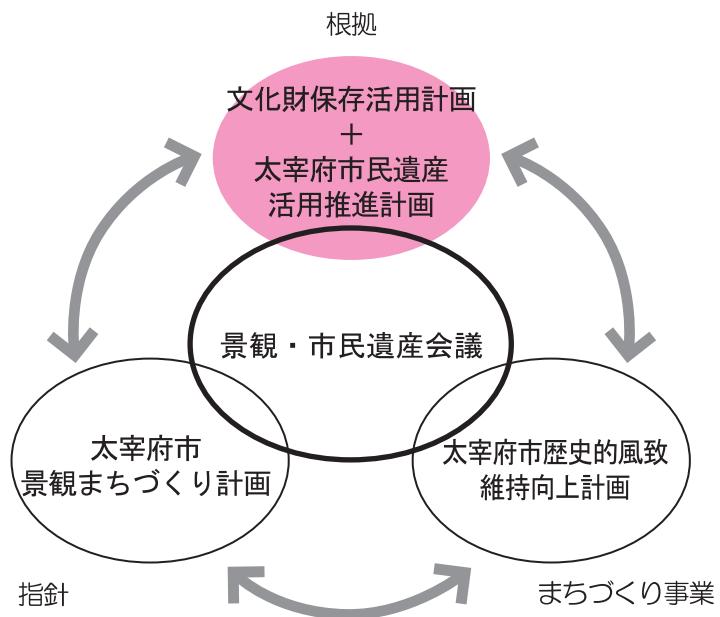
(1) 計画の位置づけ

本市では、保存活用計画ならびに本計画の2つの計画をもって、太宰府市歴史文化基本構想と位置づけます。都市計画マスタープラン、緑の基本計画、環境基本計画と連携し、景観まちづくり計画や景観計画、歴史的風致維持向上計画等との連動のもと、その具体化を目指します。



(2) 計画の役割

本計画は、市民が誇りをもって暮らし続けたいと思える太宰府の実現を目指すものであり、その実現に向けた理念や方向性を示す役割を担います。



(3) 計画対象と計画対象区域

古代大宰府関連や菅原道真関連をはじめ太宰府の歴史や文化を物語る文化遺産は、市内外を問わず広く存在していることから、本計画では、行政の枠を超えて、太宰府の歴史や文化を物語る文化遺産の全てを対象とします。

本市が市民とともに主体的に文化遺産の保存活用に取り組む範囲は市域とし、市外については文化遺産が存在する自治体やその市民等に協力を求めます。

(4) 計画の期間

本計画は、5年を目途に見直しを行います。見直しにあたっては、保存活用計画についても併せて太宰府市歴史文化基本構想として、見直しを検討します。

3 文化遺産の定義

本計画では、保存活用計画で提唱した文化遺産という概念を、市民や地域又は市が、将来の世代に伝えていきたいモノ・コトと定義します。

市民調査により把握された多彩な文化遺産の一例

太宰府天満宮における鬼すべ・鸞換え神事・神幸式大祭、大字ごとに点在する村落神や宮座をはじめとする祭事、および集落の行事



さいふまいりの道筋、道標、閑屋の鳥居、太宰府天満宮参道沿いの町並み、近世の紀行文に記される太宰府政府跡、觀世音寺、戒壇院など



北谷・内山・坂本などの農村景観、大学・病院など大規模な施設における緑地環境、宅地開発された高台や山頂からの眺望およびその周辺の里山的な環境、住宅地の桜や梅の木がある景観、ホタルの群生地など



宝満山、四王寺山、北谷集落の水道（みずみち）とこれに関連する多様な農事慣行や水利慣行、幸の元井堰と太宰府天満宮門前の「溝」、架橋の経緯などを知ることのできる石碑など



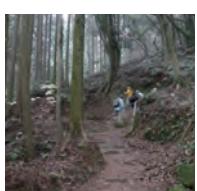
新興住宅地域における40年以上続く夏祭りや、市民運動として取り組んだ移動図書館の記録など



菅原道真の伝承・伝説に関わる石造物、恵比寿神、庚申塔、大行事塔、および地域住民による清掃や供物などの日常的な手入れなど



四王寺山における林道開通以前の古道、高台の住宅地に敷設された坂道など



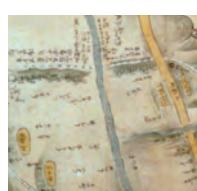
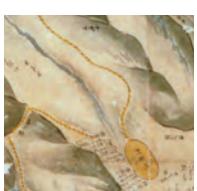
市域に残る太宰府旧蹟全図、旧集落の地籍図、近代の太宰府が読み取れる古写真など



太宰府政府跡、水城跡、大野城跡、觀世音寺、戒壇院、国分寺、学校院など



大字北谷におけるソイラ、壹丁坂、タダゴヘなど太宰府旧蹟全図に遡る地名など



（文化遺産調査ボランティアの調査より）

4本計画が目指す太宰府の姿

本計画が目指す太宰府の姿とは、太宰府の歴史文化を物語る文化遺産を、太宰府を誇りとする人々とともに、子どもたちへ、友人へ、来訪者へ、世代や地域の垣根を超えて守り伝えられるまち、更に将来に向けては、その取り組みを通して、人々が地域を思いやる暮らしが育まれ、その中で新たな文化遺産が見出されるまちです。

本計画では、目指す太宰府の姿を『歴史・文化が暮らしの中に”生”^{いき}づくまち』とし、その実現に向け、文化遺産の保存活用に取り組みます。

「歴史・文化が暮らしの中に”生”^{いき}づくまち」



5 計画の構成

本計画の構成を以下に示します。

序

- 1 計画策定の背景と目的
- 2 計画の位置づけと役割
- 3 文化遺産の定義
- 4 本市が目指す古都太宰府の姿
～歴史・文化が暮らしの中に”生”^{いき}づくまち～
- 5 計画の構成

I 文化遺産の保存活用

- 1 太宰府市の自然・歴史・社会環境
- 2 太宰府市の文化遺産
 - (1) 既往調査の再整理
 - (2) 文化遺産調査ボランティアの成果
 - (3) 文化財指定を受ける文化遺産

- 3 文化遺産からみた太宰府市の特性
- ◇ 多彩な文化遺産が存在
 - ◇ 文化財指定を受ける文化遺産も身近な存在
 - ◇ 文化遺産を受け継ぐ、語り継ぐ市民の存在

- 4 文化遺産を保存活用していく
- (1) 文化遺産をそのものとして見守る(→II)
 - (2) 文化遺産を文化財として保護する(→III)
 - (3) 文化遺産を市民遺産として育成する(→IV)

II 文化遺産を そのものとして見守る

- 1 文化遺産をそのものとして見守る方針
- 2 文化遺産をそのものとして見守る取り組み

III 文化遺産を 文化財として保護する

- 1 文化遺産を文化財として保護する方針
- 2 文化遺産を文化財として保護する取り組み

IV 文化遺産を 太宰府市民遺産として 育成する

- 1 文化遺産を太宰府市民遺産として育成する方針
- 2 文化遺産を太宰府市民遺産として育成する取り組み

V 文化遺産の保存活用に関する推進プログラムの検討

文化遺産：市民や地域又は市が、将来の世代に伝えていきたいモノ・コト

文化財：学術的・芸術的・鑑賞的に優れ、文化財保護法によって規定されているもの

太宰府市民遺産：市民や地域又は市が伝えたい太宰府固有の物語、その物語の基盤となる文化遺産及び文化遺産を保存活用する活動を総合したもの

I 文化遺産の保存活用

1 太宰府市の自然・歴史・社会環境

本市の文化遺産を見る前に、文化遺産が育まれてきた本市の姿を自然環境、歴史環境、社会環境の視点から概観します。

(1) 自然環境

本市は、三方を山々に囲まれる盆地に位置しています。平坦地は、その多くが市街地化していますが、四王寺山や宝満山など、史跡指定や自然公園の指定等によって、多くの自然が残されています。

①位置と地形

本市は、九州島の北端にあり、大陸や朝鮮半島に近い位置にあります。福岡市の南東約16kmにあたり、北東部は糟屋郡宇美町、南東部は筑紫野市、北西部は大野城市に接しています。

北に四王寺山地（最高点410m）、東に高雄丘陵をはじめ愛獄（おたけ）山から宝満山（829m）へと連なる三郡山地があり、狭長な二日市低地を挟んで、西を背振山地の前山となる牛頸低山地（最高点333m）に囲まれています。三方を山に囲まれ、北西側は福岡平野に、南側は筑紫平野に接し、北部九州と中南部九州を結ぶ交通の要地となっています。



②水系

本市の水系は、北部の山浦川（多々良川水系）と三郡山地と高雄丘陵との間を流れる宝満川（筑後川水系）を除き、御笠川水系で構成されています。宝満川は筑後川を経て有明海に、その他は博多湾へ注ぎます。

③気候

気候は、北部九州から山口県にかけての日本海型気候区に属し、内陸型気候区に隣接しています。

気温は、福岡市などの沿岸部と比べると年平均気温（16.7°C）は低めですが、夏季の最高気温（35.8°C）は高めです。

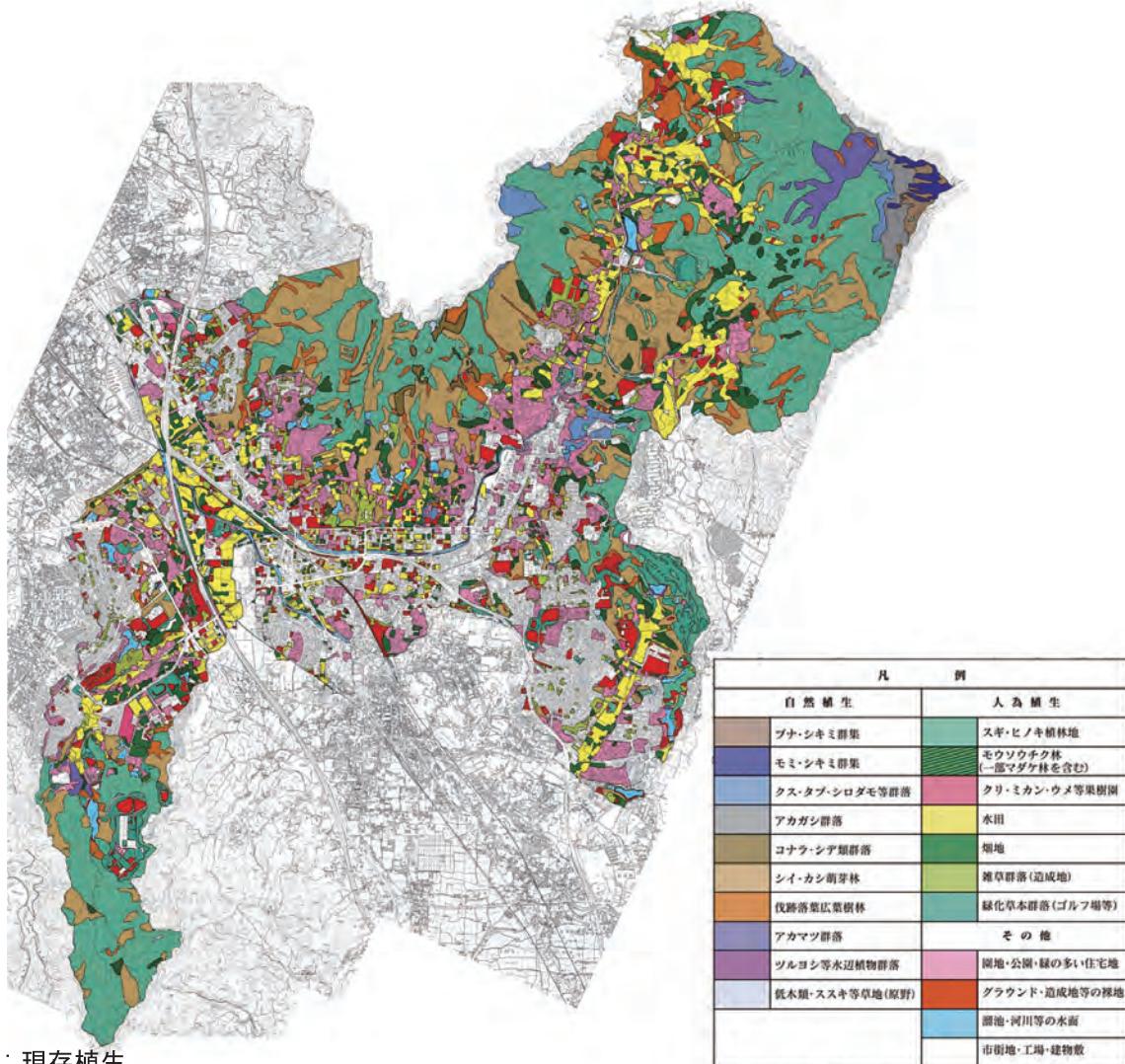
年降水量は、1,684mmです。沿岸部より多い傾向ですが、人口増加に伴い水需要は厳しい場所となってます。昭和53年には156日、平成6～7年には300日にわたる給水制限が行われました。現在は北谷ダムや福岡地区水道企業団からの受水の増加で安定供給が図られるようになっています。

近年、梅雨時の集中豪雨や台風などによる災害に見舞われることが頻発しています。四王寺山をはじめ市内各所で土石流・山間部崩壊が発生しています。これらの災害によって、水城跡や大野城跡などの史跡も毀損を受けました。

④植生

本市は、総面積の60%（森林41%、農耕地11%、公園・史跡などの環境緑地8%）が緑です。うち、天然性林（宝満山山頂周辺の標高約700メートル以上に見られる。ブナ、モミ、アカガシを主体）は13%に過ぎず、その他は人の手が入った人工林（草地と雑木林からなる里山と造林されたスギ・ヒノキ林）です。

昭和30年代以降は、人工林の手入れが少なくなり、その多くがスダジイ・アラカシ・スギ・ヒノキのなどが混在した緑の濃い森林となっています。近年は低地から丘陵に孟宗竹が侵入している場所も増えています。



図：現存植生

資料：平成4年度 太宰府市調査

(2) 歴史環境

本市の歴史は、一般的に古代大宰府から語られます。そのはじまりは旧石器時代にまで遡ります。また、古代大宰府政庁がその役割を終えた以後も、中世、近世、近代へと様々な歴史が刻まれています。これから本市に重層する歴史変遷を概観します。

①歴史変遷

【原始】

本市の歴史は旧石器時代からはじまり、続く縄文時代まで山裾を中心に遺跡が散見されます。

本格的な集落が展開するのは弥生時代からで、市域全体にわたり集落や甕棺を主体とする墓地が確認されています。隣接する筑紫野市二日市丘陵は、青銅製の剣と鏡を持つ甕棺が発見され、さらに南側に展開する小郡市から筑紫野市にかけての巨大集落群の北辺の遺跡と考えられるなど、大規模な集落が展開します。これに対し、本市における弥生時代の集落は、周辺の同時代の集落に比べて、大規模化が見られないのが特徴です。

このような傾向は古墳時代にも引き継がれます。古墳時代後期になると周辺市町では山裾に群集墳が密集しますが、太宰府市域ではその数は極端に少なく、南北勢力の緩衝地帯になっていたと推定されます。

【古代】

古代、本市の歴史に重きをなす時代が到来します。

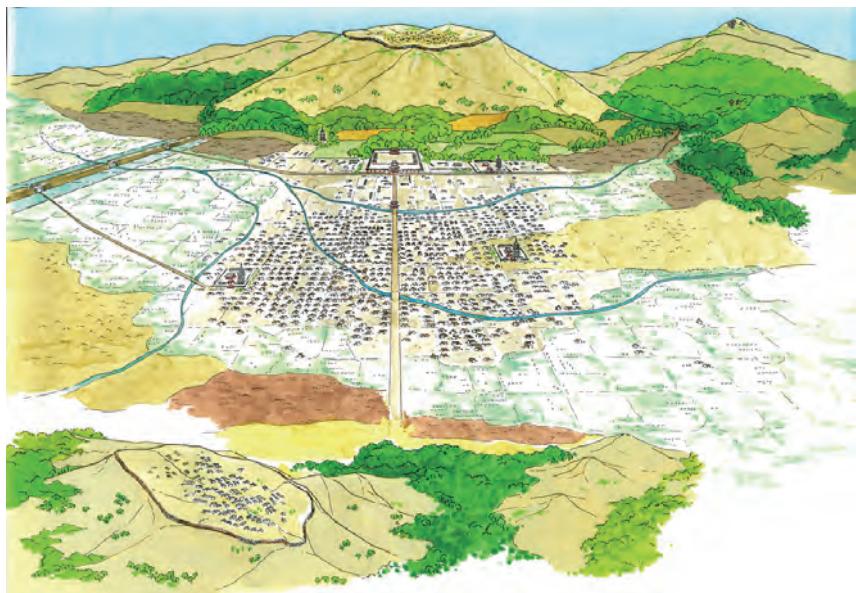
『日本書紀』によると、天智2(663)年に朝鮮半島でおこなわれた白村江の戦いに敗退したことにより、九州北部は国防の最前線として、翌天智3(664)年には水城が、天智4(665)年に大野城と基肄城が築かれ、太宰府が軍事さらには外交の拠点として位置づけられました。



図：今に見る古代大宰府の防衛網の広がり

更に、8世紀の大宝律令によって、古代最大の地方官衙である「大宰府」が名実ともに成立します。令に規定された大宰府は、九州島の北辺にあって西海道九国三島（のちに二島）を統括し、かつ外交の窓口、また辺境防備を担うことになります。政務を司る政府跡を北辺中央に配し、政府を囲むように官衙域が広がり、これらの前面には官人居住域としての大宰府条坊が南に展開しました。その繁栄ぶりは『続日本紀』神護景雲3（769）年10月条に「（大宰府は）人物殷繁、天下之一都会也」と記されていることからも分かります。

また大宰府には、九州島のみならず都から多くの官人が赴任し、都風の文化がたらされました。律令制国家が平安時代に大きく変化しますが、大宰府を中心とした政治の仕組みは中世（鎌倉・室町時代）へも変容しながら存続していたため、大宰府の官職（帥など）は任命され続けました。



図：古代大宰府イメージ

【中世】

鎌倉時代の太宰府は天野遠景や武藤資頼など幕府の鎮西支配を担う人々が居住し、古代以来の大宰府機構と関って九州支配をおこなっていました。11世紀後半に廃絶した大宰府政府は再建されず、政治的中心は大宰府から博多に次第に移っていました。鎌倉幕府は鎮西特殊合議訴訟機関（1284年）をはじめ次々と出先機関を設置し、鎮西探題（1293・1296年）の設置で決定的となりますが、依然大宰府機構は文書を発給するなど機能していました。しかし、鎌倉幕府の滅亡とともに、太宰府は南北朝による争奪戦の舞台となっていました。

一方で、中世寺院は觀世音寺や安樂寺（天満宮）ほかの古代以来の寺院に崇福寺や光明寺などの新興禪宗寺院が増加し、政治的中心が博多に移って後も、宗教都市としての性格を保ち続けました。

産業面では、大規模な鑄物工房や六座と呼ばれる商業集団が形成されるなど、活発な活動をみることができます。この六座は、芸能面でも力を持ち、毎年6月15日に觀世音寺と太宰府天満宮で能を舞っていました。その伝統を引き継ぐ「竹の曲」は、今も太宰府天満宮の秋の大祭・神幸式にて奉納されています。

戦国時代末期には、四王寺山にあった岩屋城や宝満城の攻防に代表されるように、太宰府も戦乱に巻き込まれます。天正6（1578）年には天満宮安樂寺が、天正14（1586）年には崇福寺が焼失し、山麓を占めていた寺院や坊は存続できないほどの状況で、荒廃が著しかったと言われています。

【近世】

現在の太宰府市域は江戸時代には福岡藩領の御笠郡に属していました。その殆どが農村で、宰府宿と街道筋にまち並みが連なっていました。

太宰府は街道に直接つながっていませんでしたが、藩の宿に指定され、天満宮の門前付近が宰府宿となりました。宰府宿は、太宰府の東部、盆地状に広がる平地が楔状に北東方向に延びるように展開し、四方から宿に至る道が整備されました。江戸時代には「さいふまいり」と言われる天満宮参詣と遊山がセットで流行し、文人墨客をはじめ、初春の鸞替え、鬼すべ、秋の神幸祭などの四季の歳事にも多くの民衆が参集するようになります。この時代の太宰府は旧来の名所の他、「太宰府八景」などの新名所も成立し、その様子が地元絵師によって絵画などに描かれ、遊山の場所として広く知られるようになります。名物としての「梅ヶ枝餅」や「木鸞」などもこの時期に現れています。



図：近世の集落分布と街道

【近代以降】

明治政府による神仏分離は太宰府天満宮やその門前、宝満山へ大きな影響を与えました。神社の別当・社僧と呼ばれた僧侶に還俗が命じられ、神主・社人として神道に転じるよう布達されました。安樂寺天満宮は太宰府神社となり、仏教関係のものは取り扱われ、多くの仏教関係事物が周辺各地へ離散します。また社僧の多くは神社を離れることとなり、山上（三条）の原八坊に起源をもつ僧坊が解体し、さらに馬場を中心とする社家屋敷も分割されていきました。

太宰府天満宮をはじめとする太宰府の神社仏閣は、神仏分離によって多くを失うことになります。しかし「さいふまいり」「さいふ詣で」は絶えることなく続いていました。明治 35（1902）年には、御神忌一千年祭に合わせて、二日市との間に太宰府馬車鉄道が開通します。太宰府駅ができると大町の宿泊客は減少しますが、参道の旅館は土産物屋・飲食店・商店に改業し、参道は賑わいを続けます。昭和 30 年代になると県道 31 号（通称 5 号線）を皮切りに、九州自動車道の開通や国道 3 号バイパスなど新たな道路が整備され、太宰府天満宮へ車による参詣者が押し寄せ、天満宮の門前には駐車場が増加していきます。

他方、天満宮周辺の変化とは対照的に、その他の集落は、近世と変わらぬ農村集落の雰囲気を維持してきましたが、福岡都市圏の住宅都市として開発の波が押し寄せて以降、それまでの農村風景が住宅団地等の風景に一転しました。

②市町村合併の変遷

自治体としての太宰府は、明治の初めには北谷・内山・太宰府、坂本・国分・觀世音寺・水城・通古賀・片野・大佐野・向佐野・吉松の 12ヶ村でした。

明治 22（1889）年に北谷・内山・太宰府 3ヶ村が合併し太宰府村となり、坂本・国分・觀世音寺・水城・通古賀・片野・大佐野・向佐野・吉松の 9ヶ村が合併し水城村となりました。その後、明治 25（1892）年に太宰府村が町制を施行します。

昭和 30（1955）年に太宰府町と水城村が合併して太宰府町が発足、昭和 57（1982）年に市制を施行し、現在に至っています。

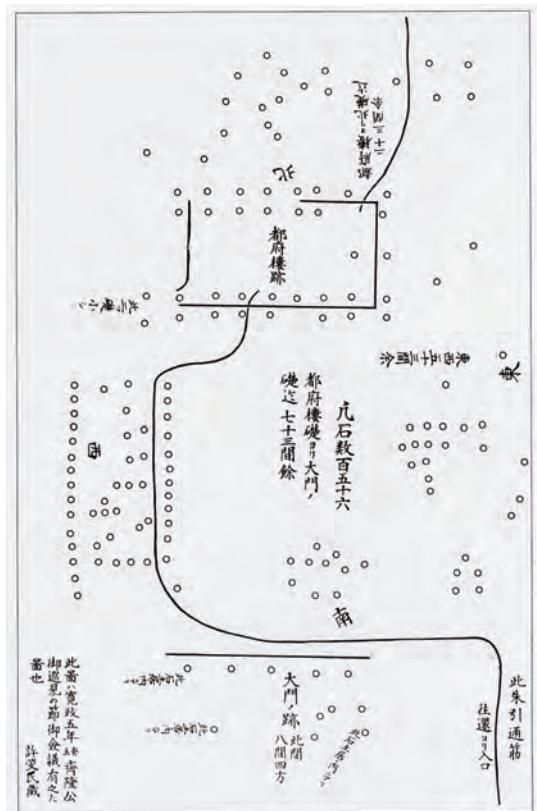
③大宰府関連遺跡の保護の変遷

都府楼（大宰府政府）跡を中心とした大宰府関連の遺跡は、太宰府の原風景を規定すると同時に、現代まで人と遺跡が共に歩んできた歴史があります。室町時代に連歌師飯尾宗祇が記した『筑紫道記』（1480年）や江戸時代に福岡藩の黒田氏が記した『寛政五（1795）年大宰府跡礎石図』や『文政三（1820）年観世音寺村之内旧跡礎現改之図』から、大宰府関連遺跡群の保護がこのころから既に行われていたことを知ることができます。地誌類にもたびたび登場し、太宰府参詣の立ち寄り所にもなり、「名所」と認識されていたようです。

明治から大正初期にかけては、政庁正殿跡をはじめ水城跡に顕彰碑が建てられ、地域の人々の大宰府関連遺跡群に対する顕彰意識が高まり、郷土史を伝える活動も活発になっていきました。

大正8（1919）年に施行された「史蹟名勝天然紀念物保存法」により、大宰府関連の遺跡は政府による保護措置が講じられます。しかし、その範囲は狭く、建物礎石などがある部分だけでした。

戦後になると、昭和25（1950）年に施行された文化財保護法により引き続き保護が図られます。しかし、その一方で、昭和30年代に始まる高度経済成長と薪に変わる化石燃料の普及は都市化と山林荒廃をもたらし、農地や山林として地域の生活と共生してきた遺跡群は大規模開発にさらされるようになります。そのため昭和39（1964）年から文化財保護委員会（のち文化庁）と福岡県は、遺跡保存範囲の拡大に取り組みます。これに対する地元住民・自治体の反発は強く、役場には蓆旗が立ち、議会は紛糾、訪れた文化庁長官も住民に取囲まれ立往生するなどの事態が頻発しましたが、昭和45（1970）に史跡指定地の大規模拡張（約120ha）を果たすことができました。史跡とその周辺には近世以来の集落（4箇所）を中心に新しい居住地も形成され、新たな共存の歴史を踏み出します。現在の史跡地は、福岡都市圏にあって身近な縁と親しまれる場を提供しています。



図：大宰府跡礎石図（寛政5（1795）年・写し）



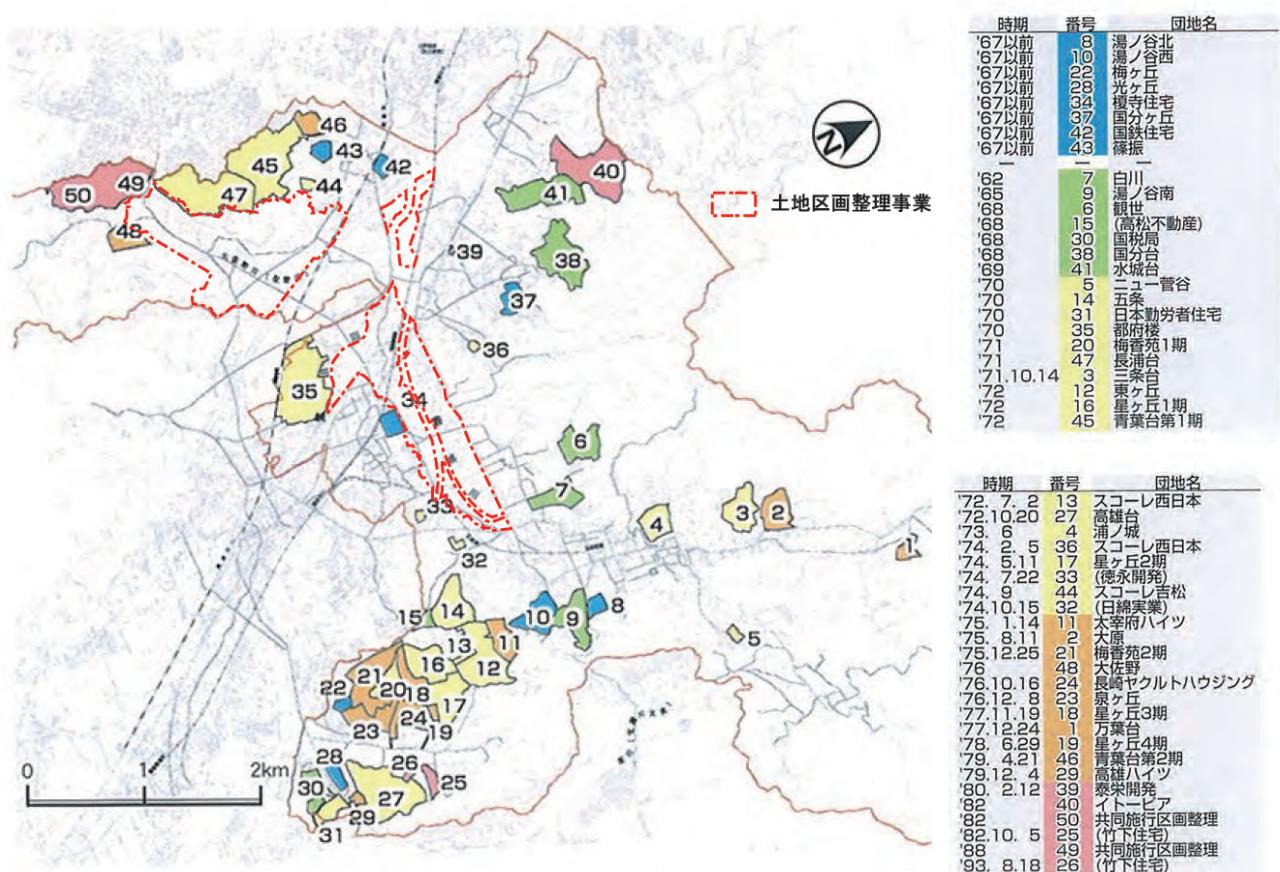
大宰府跡正殿の石碑

(3) 社会環境

本市は、歴史あるまちとして全国的に知られ、多くの観光客が訪れています。一方、福岡都市圏に位置するベットタウンであり、住宅都市としての性格も有しています。丘陵部では大規模な住宅開発も進められてきました。これらの社会環境の動向を概観します。

① 宅地開発

本市は、福岡都市圏に位置し、住宅都市として開発が進展してきました。1950年代の国分や通古賀の県営住宅や鉄道の路線駅に比較的近い平坦地の開発から始まり、その後、四王寺山麓など周辺丘陵部へ拡大しました。特に、1970年代には太宰府で初めて下水道を備えた都府楼団地が造成され、国道3号整備と合わせて南東部の高雄の丘陵地では、複数の開発が行われ丘陵のほとんどが宅地へと変化しました。1980年代からは観世地区、佐野地区、通古賀地区と区画整理が実施されています。



出典：太宰府一人と自然の風景（一部加筆）

図：大規模宅地開発の動向

②人口

住宅開発によって、本市は昭和40年代から人口増加の一途を辿ります。人口動態は社会的増加が自然的増加を上回る傾向にあり、これは福岡都市圏からの流入が主な要因だったと考えられます。昭和60年以降になると社会的増加数は落ち着きを見せるようになり、平成に入ってからは微増傾向が続いています。

一方で、65歳以上の割合が年々増加しています。15歳未満の割合は年々低下し、少子高齢化の現象がみられます。平成22年の高齢化率は21.2%で、特に古い宅地開発地では世代更新が図られず、第一世代だけが残り高齢化率が40%に近づいているところも出てきています。今後はさらに高齢化が進行すると考えられます。

市外からの新住民の流入が進む本市ですが、旧集落を中心に古くからの地元住民も住み続けています。こうした地元住民の暮らしの中に、地元ならではの様々な歴史文化が語り継がれ、多くの伝統文化が受け継がれています。

③交通

本市は北部九州と中南部九州を連結する位置にあり鉄道、道路網が南北方向に発達しています。

道路は、高速道路は九州自動車道があり太宰府インターチェンジが置かれ、市域における路線長は3km程です。インターチェンジの1日平均出入台数は66,000台（H19、ふくおかデータウェブ有料道路利用状況）で県内でもっとも利用されるインターチェンジとなっています。国道3号（65km）と県道11路線（236km）が主要な幹線道路としての役割を担っています。

鉄道は、九州旅客鉄道（以下、JR九州／鹿児島本線都府楼南駅、1日平均乗降約1,726人）及び西日本鉄道（以下、西鉄／福岡天神大牟田線都府楼駅、太宰府線五条駅、太宰府駅、1日平均乗降約24,559人）の駅が立地しています。特に西鉄太宰府線は、沿線にある高校や大学への通学や、福岡市などへの通勤として市民の日常の移動手段となっているほか、太宰府天満宮や九州国立博物館への公共交通機関となっています。

福岡空港が市中心部から車で30分程度のところに位置していることから、国内外からの観光客がアクセスしやすい環境となっています。

市内の移動には平成10年に開始した太宰府市コミュニティバスまほろば号が運行されており、1日平均約1,176人に利用されています。

④産業

近代の太宰府は都市近郊の農村としての生業が成立するとともに、博多織などの伝統産業の工場の立地も見られました。また、太宰府天満宮門前での観光も生業となっていました。

現在の本市の就業構造は第三次産業の特化が顕著です。昭和35年には市民の約半数が市内で就業・通学していましたが、平成17年には本市の全就業者数34,722人のうち、22,958人（66.1%）が市外へ通勤・通学しています。一方で、第一次産業の占める割合は極めて低く、農村的色彩はかなり弱まっています。

一方、本市には年間713万人（平成21年）の参詣者、観光客が訪れています。近年は、東アジアを中心に海外から訪れる人々も多く見られるようになり、天満宮門前を中心に、これらの人々を対象にした観光産業が成立しています。九州国立博物館の開館によって700万人を超える観光集客を数えましたが、現在では落ち着きを取り戻しています。なお、商店の構成をみるとチェーン店が増えたなど、客層、商店構成、商品構成の多様化が進んでいます。

2 太宰府市の文化遺産

本市は、古代太宰府の存在ゆえに多くの人々に注目され、様々な視点による記録があることが特徴です。これら歴史の積層を物語る多くの文化遺産は、今も市内外を問わず多くの人々によって注視され、多様な活動とともに多くの記録が残されています。ここに、文化遺産に関心を寄せる市民意識の基盤を見ることができ、文化遺産調査ボランティアを募る土台が既にあったと言えるでしょう。

ここでは、今回実施した調査成果から、本市域にある多彩な文化遺産の今を紹介します。

（1）既往調査の再整理

歴史の積層を物語る多様な情報が市史資料室や（財）太宰府市文化スポーツ振興財団によって既に収集されていました。これらの情報も、現状認識という点で本計画策定には欠くことができない素材です。今回、その再整理を実施し、多彩な文化遺産の一端を把握することができました。

（2）文化遺産調査ボランティアの成果

（財）古都太宰府保存協会と連携し、文化遺産調査ボランティアを公募したところ、約70名の調査協力を得ることができました。

文化遺産調査ボランティアは、市内にある7つの小学校区を基本的な調査単位とし、10の調査班（国分小班、太宰府小（A・B）班、太宰府西小班、太宰府東小班、東ヶ丘班、太宰府南小班、水城小班、水城西小班、四王寺山班、御笠川班）に分けて、月に2～3回程度の調査を実施しました。

文化遺産調査ボランティアの調査によって、約900件の文化遺産に関する情報が得られ、本市の文化遺産はさまざまな姿をもっていることが改めて明らかとなりました。

既往調査の再整理ならびに文化遺産調査ボランティアの成果の一つ一つをここで紹介したいところですが、把握された文化遺産の一つ一つを限られた紙面で紹介することは困難であり、その概要だけでは紹介されたものだけが調査された文化遺産であるとの誤解を招く恐れもあります。ここでは、その成果として、多くの市民の参加があり、多彩な文化遺産が把握されたことを報告するにとどめたいと考えます。

なお、その成果については、参考資料としてその一覧を掲載しています。その内容は後述する文化遺産データベースで管理し、市民からの相談に応じて、個人情報等の取扱いを検討しつつ情報を開示したいと考えています。



文化遺産調査ボランティアの様子 ワークショップ（左）／聞き取り（中）／現地調査（右）

(3) 文化財指定を受ける文化遺産

本市には多くの文化遺産が存在しますが、その中でも学術的価値の高いものについては、文化財保護法、福岡県文化財保護条例、太宰府市文化財保護条例に基づき指定等を受け、手厚い保護が図られています。

①国指定物件

国指定物件は50件です。その内訳は、建造物4件、彫刻19件、工芸7件、書跡1件、古文書2件、考古資料8件、史跡7件、天然記念物2件です。

建造物は、太宰府天満宮に「太宰府天満宮本殿」、「太宰府天満宮末社志賀社本殿」が所在しています。また、大宰府政庁の南約800mに位置する古代寺院の般若寺跡に「七重塔」があります。

史跡7件は全て古代大宰府関連の遺跡で、そのほとんどが四王寺山とその山麓一帯に集中しています。うち「大宰府跡」、「水城跡」、「大野城跡」の3件が特別史跡に指定され、「筑前国分寺跡」「観世音寺境内及び子院跡」などの国指定史跡と合わせるとその総面積(455ha)は市の面積の約15%を占めています。天然記念物は「太宰府神社のクス」(3本)と「太宰府神社のヒロハチシャノキ」が指定されています。

その他、彫刻、工芸、考古資料などの重要文化財が太宰府天満宮、観世音寺、戒壇院、国分寺、九州国立博物館などに収蔵されています。国宝である観世音寺の「梵鐘」や多くの木造の諸仏などをはじめ、古代から中世の文化財が多く所在しています。



観世音寺阿弥陀如来像・四天王像



七重塔

②県指定物件

県指定物件は37件です。その内訳は、建造物5件、絵画2件、彫刻2件、工芸10件、考古資料10件、有形民俗2件、無形民俗3件、記念物の史跡2件と天然記念物1件となっています。

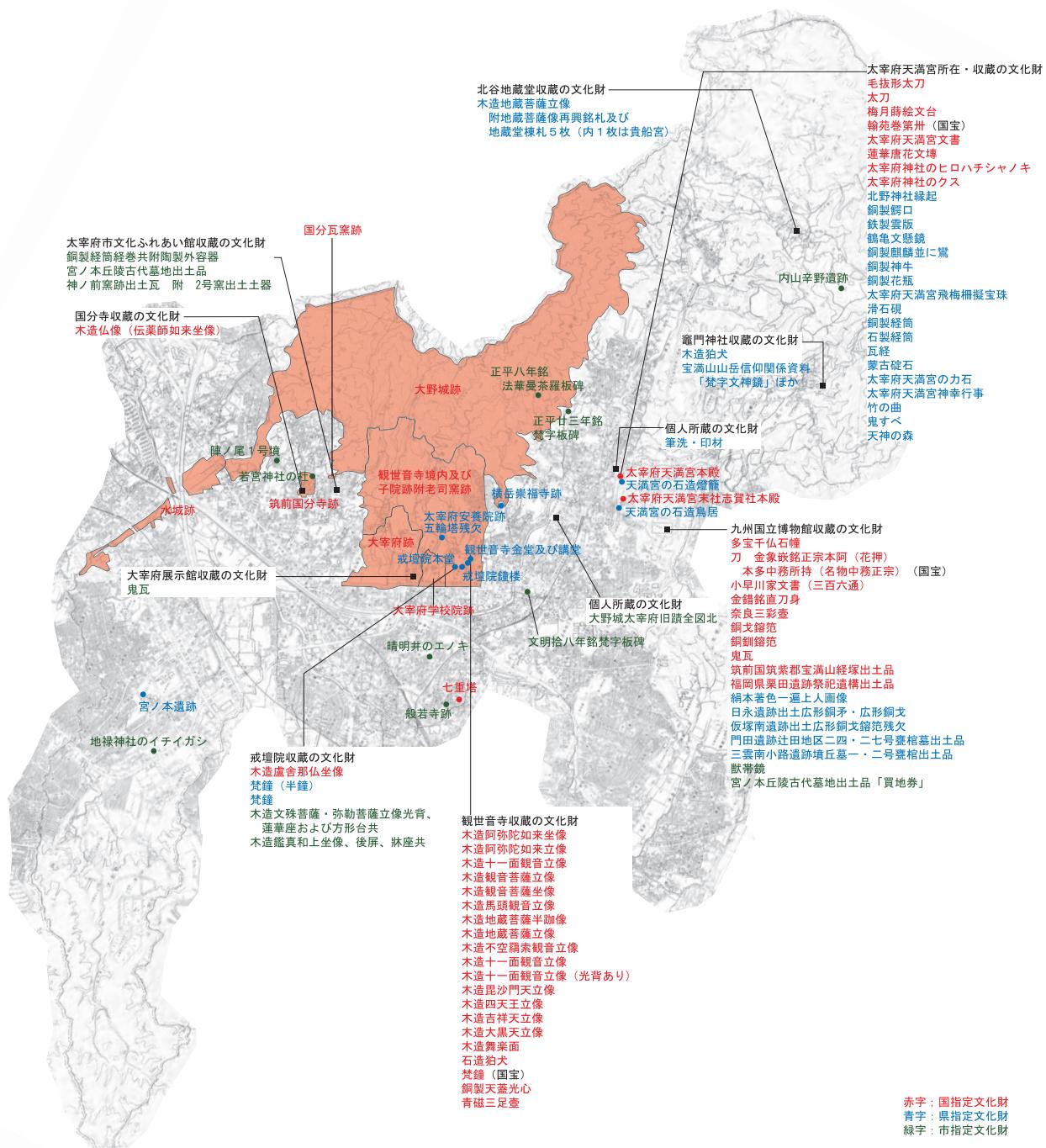
主なものを紹介すると、建造物は観世音寺と戒壇院に所在する「観世音寺金堂及び講堂」、「戒壇院本堂」、「戒壇院鐘楼」、および天満宮に所在する「天満宮の石造鳥居」と「天満宮の石造燈籠」の石造物があげられます。無形民俗は「太宰府天満宮神幸行事」「鬼すべ」「竹の曲」が指定され、有形民俗として宝満山に関わるものが総合的に「宝満山山岳信仰関係資料」として指定されています。記念物は、史跡「宮ノ本遺跡」と「横岳崇福寺跡」の2件、天然記念物「天神の森(天満宮)」です。



戒壇院本堂

③市の指定物件

市指定物件は17件です。内訳は、彫刻2件、考古資料8件、歴史資料1件、史跡3件、天然記念物3件です。史跡は、「陣ノ尾1号墳」と「内山辛野遺跡」が指定され、天然記念物として「晴明井のエノキ」、「地禄神社のイチイガシ」、「若宮神社の社」が指定されています。また江戸期における太宰府を知る上で貴重な資料として「大野城太宰府旧蹟全図北」が有形文化財として指定されています。なお、建造物や無形の文化財に関する指定はありません。



図：指定文化財の分布

3 文化遺産からみた太宰府市の特性

本市は、多彩な文化遺産に恵まれる地です。福岡都市圏に位置し高度経済成長期には市内の広い範囲で大規模な住宅地開発が行われましたが、今回の文化遺産調査によって、市内各地に文化遺産が存在し、新興住宅地であっても文化遺産として市民が捉える眺望や環境等が存在していることが明らかとなりました。

特に、文化財指定を受ける文化遺産を含め、市内各地に多彩な文化遺産が存在し、それらが個々としてだけでなく、様々な物語によって結びつき、これらが総体として、太宰府の歴史や文化を大切にしたい人々を惹きつけてやまないこそが、文化遺産からみた本市の大きな特色と言えるでしょう。

ここで、文化遺産の観点から本市の特性を以下に整理します。

◇ 多彩な文化遺産が存在

本市には意識する・しないに拘らず人々の暮らしの中に多彩な文化遺産が継承され、かつこれら文化遺産に関する記録としても多様な視点から残されています。これらをできるだけ拾い上げるとともに、市民目線による文化遺産調査ボランティアの調査成果を付加することで、多様な視点からの文化遺産約900件について、現在の情報を加え修正することができました。

古文書、絵画、行事という従来の文化財的価値感のみならず、景色、景観や自らが行ってきた市民活動（移動図書館運動）なども記録され、多彩な文化遺産が集積されました。

文化遺産調査ボランティア調査概要から特徴的な文化遺産をみていくと、お寺や神社や伝統的な祭事、四王寺山の道、信仰（祈り）、眺望点（ビューポイント）、古地名、御笠川の棚池や水路などがあがっています。他方、その範囲の殆どが新興住宅地で構成される地域からも里山的な環境、良好な眺望点、団地の桜並木、ホタルの群生地などが取りあげられています。小さな文化遺産まで見ていくと、水城跡造営に関わるひとっこ山、お潮井、旧農家の納屋、野鳥のねぐら、庚申塔、屋敷神など、語りつくせない多彩な文化遺産が調査によって把握されました。

中には、個人所蔵の文化遺産も掘り起こされるなど、これまで知られていなかった文化遺産に対する価値感の変化や、新たな発見に結びついています。



賽の神／水城



夏祭り／東ヶ丘

◇文化財指定を受ける文化遺産も身近な存在

本市には、国指定物件として位置づけられる文化遺産が50件、県指定が37件、市指定は17件、合計で104件に及びます。史跡地は市域の約15%の範囲を占めています。また、多くの人々が訪れる太宰府天満宮や観世音寺・戒壇院などには、文化財指定を受ける文化遺産が数多く集められ、その多くが人々に公開されています。歴史ある本市にあっては、学術的価値が高く文化財として認められる文化遺産も身近な存在となっています。

そのことを物語るように、文化遺産調査ボランティアによる調査成果の中でも、指定物件である太宰府跡、大野城跡、水城跡、戒壇院本堂や鐘楼などが取りあげられています。

国や県も含め文化財指定を受ける文化遺産もまた、市民にとって大切な文化遺産として捉えられていると言えるでしょう。



若宮神社の杜／国分



戒壇院の花まつり／観世音寺

◇文化遺産を受け継ぐ、語り継ぐ市民の存在

長きにわたり文化遺産を継承してきた担い手はその多くが市民です。太宰府の歴史や文化に関心が高く、先人から文化遺産を継承したり、あるいは文化遺産にまつわる様々な物語を語り継いでいます。その一方で、文化遺産を「自らの代で絶えさせてはいけない」という強い思いを抱き、担い手不足をはじめとする社会変化への苦悩と向き合っています。今回の文化遺産調査ボランティアにおいても、こうした市民の参加が大きな原動力となりました。

文化遺産調査ボランティアへの参加を通して、メンバーの中には、様々な思いが生じています。調査成果をどういう方向にいかしていくか、またそこに自分たちがどのように関わることができるか、自分たちが関わってきた調査成果を積極的に生かしていきたいという心の動きが読み取れます。

また、市民目線による調査とともに専門家による調査もきっかけとなり、文化遺産に対する市民の関心も徐々に高まりを見せ、継続への思いを熱くし、地域伝統を継承するという面から相互に良い影響が生じています。



宝満宮・八幡宮宮座／吉松

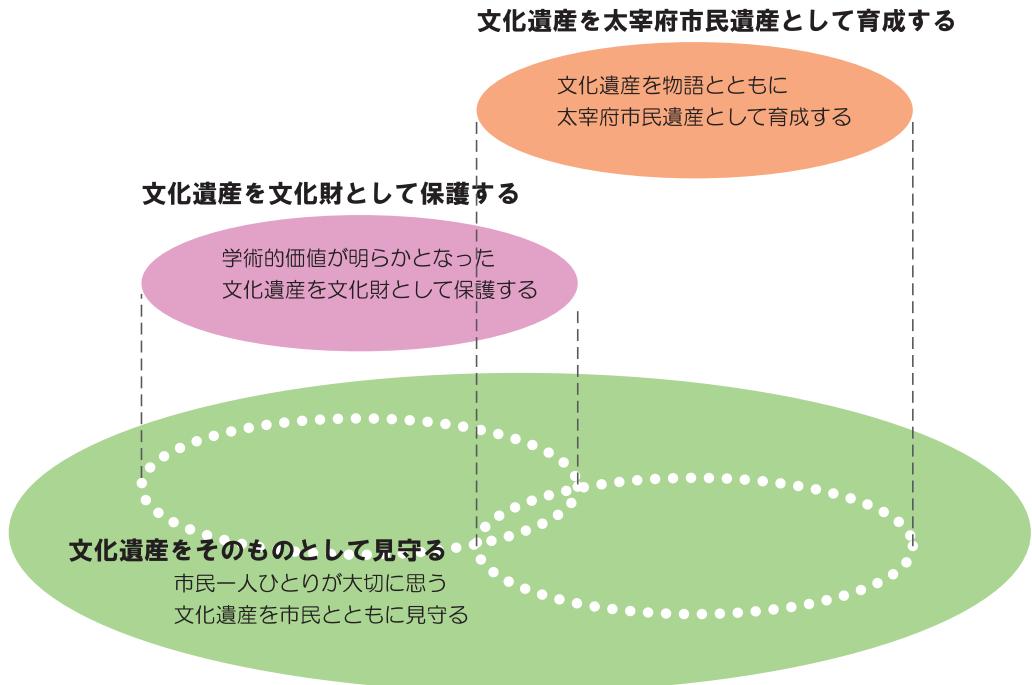


文化遺産調査ボランティア学習会

4 文化遺産を保存活用していく

「歴史・文化が暮らしの中に”生”づくまち」の実現に向けて、今後は、これまでの文化財保護の枠組みを超えて、多彩な文化遺産を、指定未指定に捉われることなく、市民等との協力のもと、その保存活用に取り組んでいきます。

文化遺産をそのものとして見守ることから、文化遺産を文化財として保護する、そして文化遺産を太宰府市民遺産として育成する取り組みの一連を、文化遺産の保存活用と位置づけ、市全体としてその推進を図ります。



(1) 文化遺産をそのものとして見守る (→ II)

これまでの調査によって多くの文化遺産が把握されました。これから継続的な調査によっては、更に多くの文化遺産が明らかとなっていくと考えます。

これら多くの文化遺産を従来のような文化財保護法に準じた堅実な保護という措置だけで守っていくことは、数的な問題、所有者の同意の問題、支援措置の問題など、様々な面から限界もあります。

しかし、だからと言ってこのまま多くの文化遺産が人知れず失われていく現状を黙認していいわけではありません。文化遺産は、個人的に大切なもののだけでなく、地域や市にとってかけがえのないものも数多く存在します。これら多くの文化遺産を等しく確実に保護していくことは難しくても、市民一人ひとりが見守ることによって後世に守り伝えていくことができる文化遺産もあると考えます。

市民生活の中に文化遺産の存在意義を高め、一人ひとりの生活の中で、文化遺産一つ一つを見守り、可能な限り多くの文化遺産を次世代へ守り伝えていくことを目指します。

(2) 文化遺産を文化財として保護する（→Ⅲ）

文化財指定を受ける文化遺産は、国や県の協力のもと、手厚い保護に取り組んできました。しかしその一方で、文化財としての価値を有する文化遺産であっても、その価値が見出される機会を得られず、未指定のまま失われてしまった文化遺産も数多く存在します。

本市は、今回、文化遺産という概念を導入し、広く多くの文化遺産を把握することができました。その中には、概観しただけでも、文化財としての価値を有し、その保護が望まれる文化遺産が含まれています。

これまでの文化財保護の実績を踏まえつつ、既指定の文化遺産に加え、未指定であっても文化財としての価値を有する文化遺産についてもその喪失の危機から救うことを目指し、手厚い保護行政の拡大と推進に取り組みます。

(3) 文化遺産を太宰府市民遺産として育成する（→Ⅳ）

本市には、市内各地に様々な歴史や文化が物語として語り継がれています。文化遺産は、これら物語の証拠となる存在であり、その相互の存在と関わりが古都太宰府の風景や歴史的風致を高めています。中には全国に知られる歴史的な物語に登場する文化遺産もあり、これら文化遺産の存在が市内外を問わず多くの人々の関心を集めています。

文化遺産を太宰府市民遺産として育成すること、それは、太宰府を誇りとする人々とともに、太宰府に語り継がれる物語と受け継がれる文化遺産とを結びつけ、ともに育むことを目指す取り組みです。市民の自主性・主体性を育みつつ、その推進を図ります。



竈門神社の子ども相撲／内山（左上）

王城神社の座魚の儀式／通古賀（左下）

やんぶ（山伏）の墓／五条（上）